

## 第72回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成28年10月17日（月）10:00～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子、河井 啓希

【専門委員】

重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、  
東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部消費統計課：阿向課長、佐藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 家計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 定刻より若干早いのですが、御予定の諸委員の方々、席にお着きになりましたので、ただ今から第72回人口・社会統計部会を開催いたします。委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれては御出席いただきありがとうございます。この部会の部会長を務めます東京大学の白波瀬でございます。よろしく願いいたします。本日の審議案件は、10月11日の第102回統計委員会において総務大臣から諮問された家計調査の変更についてです。

部会の構成につきましては、お手元の資料参考1にまとめております。本日御欠席の方もいらっしゃいますけれども、この部会の恒常的なメンバーでいらっしゃる嶋崎委員と永瀬委員のほかに、今回の審議では河井委員、関根委員にも特別に、御専門の立場から参加していただきますので御承知おきください。また、本調査審議のための専門委員として一橋大学の神林先生、埼玉大学の重川先生にも参加していただいております。本日は神林先生、所用で御欠席なのですけれども、埼玉大学の重川先生、一言よろしく願いいたしま

す。

○**重川専門委員** おはようございます。重川でございます。家庭経済とか生活経営を専門にしております。よろしくお願いいたします。

○**白波瀬部会長** よろしくお願ひいたします。では皆様よろしくお願ひします。本日は関根委員は御欠席、永瀬委員は遅れて御出席、重川専門委員は早目に御退席の予定になっております。なお各省の審議協力者や事務局の出席者一覧については、資料番号は付しておりませんが、お手元にお配りしておりますので御参照ください。時間の関係上、お一人ずつ自己紹介という形ではしませんけれども、御意見等ある場合には御所属とお名前を述べて、よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、本日の配布資料や今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○**加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職** 本日の配布資料ですけれども、資料1としまして統計委員会諮問資料の一式です。資料2としまして、今回申請されました家計調査の変更に関する審査状況と、調査実施部局に投げかけている論点をまとめました審査メモがございます。資料3としまして、審査メモで示した論点に対する回答となる総務省統計局説明資料がございます。そのほか、参考1で部会構成員名簿、参考2で部会の開催日程をお配りしています。また、資料番号は付しておりませんが、議事次第のすぐ後ろに、10月11日の統計委員会で諮問した際、委員の皆様から示された意見の要旨を1枚付けております。資料に過不足がございましたら事務局にお申し出をよろしくお願いいたします。

続きまして審議のスケジュールですけれども、参考2を御覧ください。今回の諮問については論点が多岐に渡りますので、部会長とも御相談の結果、本日を含め計4回の部会審議を予定しております。ただ、もし4回で終了しなかった場合には、大変恐縮でございますが予備日としまして12月19日、月曜日に第5回目の部会を予定しておりますので御了承願ひます。その上で平成29年1月の統計委員会にて答申をいただければと考えております。事務局からは以上です。

○**白波瀬部会長** ありがとうございます。審議に先立ちまして、私から2点ほどお断りをしておきます。1点目は、本日の部会は正午までを予定しておりますけれども、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと存じます。そのような場合には、御予定がある委員、専門委員等におかれましては御退席いただいて結構ですのでよろしくお願いいたします。

2点目は部会審議の進め方についてですけれども、事務局から審査メモに沿って審査の状況を説明してもらった後、そこで示された論点について調査実施者から回答していただき、その回答について皆様で審議を行う形で進めていきたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。まず事務局から諮問の概要について説明をお願いします。また、諮問時の統計委員会において委員の方々から意見が示されておりますので、そちらについても併せて事務局から紹介していただきます。

○**澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** それでは事務局から説明させて

いただきます。資料1のダブルクリップを外していただいて、その後ろに付いております資料1の参考「諮問第95号の概要」という横判の資料に基づきまして説明させていただきます。

1ページの、まず調査の概要でございます。詳細は省略させていただきますが、この家計調査では2人以上の世帯は半年間、単身世帯は3か月間にわたりまして家計簿形式の調査票を半月ごとに、さらに調査事項欄にございます年間収入調査票及び貯蓄等調査票を調査期間中に1回記入し、それぞれを統計調査員、都道府県を經由しまして国に提出していただくことになっております。

また調査方法欄の②にございますように、調査対象世帯の詳細な情報を統計調査員が調査対象世帯から聞き取って作成します世帯票と、当初抽出された世帯が調査に応じていただけなかった場合、その世帯の概要を聞き取って作成する準調査世帯票を含めまして、計5種類の調査票で調査が実施されております。

2ページの主な利活用状況は省略して3ページに入らせていただきます。変更の内容の説明をさせていただく前に、今回の変更申請の端緒ともなっております、今年の3月まで行われておりました未諮問基幹統計に係る施行状況審議の結果、本委員会に取りまとめられた改善の方向性を簡単に確認させていただきたいと思っております。

このフォローアップ審議では、家計調査の改善にとどまらず、密接な関係にございます一般統計の家計消費状況調査の改善でありますとか、一番下にございますようにビッグデータの活用を含めた新指標の開発等、多岐に渡る検討の方向性が示されておりました、このうち新指標の開発につきましては、高市総務大臣の下で研究会を立ち上げ、現在議論が行われているところでございます。また家計調査自体の改善に関しましては、集計・情報提供等可能な部分からその充実を図るとともに、残された課題につきましても順次取組を進めていると聞いてございます。

今回の変更は一番上の「記入しやすい調査票の検討」と、上から3番目にございます「オンライン回答の実現」を中心とするものでございます。委員会から示されました検討の方向性のうち、一定の結論が得られたことにつきまして変更申請が行われました。いわば改善に向けた諮問審議の第1段階とも位置付けられるかと思っております。

4ページ以降で具体的な内容を説明いたします。今回の申請では、先ほど申しましたような5種類の調査票のうち、調査対象世帯が記入・提出する家計簿と、統計調査員が記入する世帯票及び準調査世帯票の3種類の調査票について変更を計画しております。

4ページにございますように、まず家計簿についてでございます。1点目は「口座振替による支払」についてでございます。現在もこの部分につきましては家計簿に一定の項目がプレプリントされておりますが、そのプレプリント項目を再編することによって請求書等からの転記がしやすい内容に変更する計画でございます。また2番目としまして、近年の消費行動を踏まえてクレジット払いの有無欄を設ける計画でございます。

次に「口座への入金」でございます。現在の家計簿では入金は現金が基本となっているため、給与の口座振り込みについては現金で入金があったものとして、それを口座に移すという非常に複雑な記入が必要となっております。そこで給与の支払、振込通知等から簡

単に転記ができるよう、また世帯主のみならず世帯員についても収入をよりの確に把握できるよう、口座入金に関する記載ページを新設する計画でございます。

次にクレジットカード等による購入でございます。近年はクレジットカードに加え、電子マネー等による購入が増加しております。このため現在のクレジットカード、掛け買い、月賦による購入をクレジット、電子マネーなど現金以外での購入という形に変更するとともに、電子マネー等、その種別をチェックしていただく欄を追加する計画でございます。さらに、従来は家計簿に1日当たり1ページずつ記載していただくのが基本になっておりまして、その上下に現金によるものとクレジットカード購入等について、それぞれ記入することとなっておりますが、これをそれぞれ1ページに分割いたしまして、記入欄も増やし、見開きの2ページで1日分の現金と、それ以外の支出をレシート等から転記していただく計画でございます。

以上のように、今回の家計簿に関する変更はかなり大規模な変更となりますので、内容資料の一番下、米印にございますように、新様式の家計簿を家計簿Aとし、従来の家計簿を家計簿Bといたしまして、平成30年1月から1年間は両家計簿を調査世帯の半分ずつにそれぞれ使用することによりまして、家計簿の変更に伴う調査結果の断層の発生を抑制する措置を講じた上で、平成31年1月から家計簿Aを全面的に導入する計画となっております。

次は世帯票の変更でございます。世帯票は、先ほど申しましたように世帯から就労の状況とか世帯員の状況、住居の状況、更には主な収入等を聞き取りまして、調査員が記入し提出するものでございます。家計簿の記入内容に係る審査とか詳細な集計・分析等にこの項目が使われていると認識しております。

一方で、新旧等で後ほど詳しく説明いたしますが、現在の様式はかなり詳細な調査事項となっております。調査員、調査対象世帯双方にとって負担が重いということで、現在の社会経済情勢の変化を踏まえまして、就業者、学校種別の変更、区分の統合等を行うとともに、必要性が乏しくなったと考えられる副業の勤め先、家賃、地代等に関する項目を削除するなど、負担の軽減を図る計画でございます。

2番目としまして調査方法の変更、オンライン調査の導入でございます。本調査では平成30年1月以降、現行の家計簿Bを除く全ての調査票につきましてHTML形式の電子調査票を導入いたしまして、調査対象となり、その中で希望される世帯ではパソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末による報告も選択することが可能となる計画でございます。

ちなみにオンライン報告を希望される方は、配布されたアドレス、パスワード等を使用し、専用のウェブサイトへ接続した上で家計簿等を作成・提出することになりますが、新様式の家計簿Aにつきましては、スマートフォンやタブレット端末にございます機能を活用いたしまして、レシートを読み取って家計簿作成の記入補助に利用することも可能とする計画でございます。ただし一部、レシートをそのまま使うのではなくて補記が必要な部分がございますので、あくまでこの部分については記入の補助的手段となっております。また、調査員が作成する世帯票、準調査世帯票に関しましては、調査員にタブレット端末

を配布いたしまして、聞き取ったものを直接入力し、提出する計画になってございます。なお本委員会の、先ほど御紹介したフォローアップ審議においては、レシート読み取り機能、家計分析機能等を有した専用アプリの開発をという指摘もいただいているところがございますが、現在、順次システムの開発や予算確保を進めているところがございます。開発が完了した段階で導入が行われると聞いてございます。

次は抽出区分の変更、概要資料6ページでございます。家計簿では平成11年7月調査から農林漁家世帯、つまり世帯人に農林漁業の就業者がいる世帯も調査対象としております。このため、図の左側にございますように、調査対象世帯の抽出に当たっては、単位区内の世帯をまず農林漁家世帯と非農林漁家世帯に区分した上で、さらに非農林漁家世帯を勤労者世帯及び勤労者以外の世帯に区分し、各世帯区分の世帯数に比例して抽出し、その上で調査対象世帯数を配分する方法が採用されてございます。しかしながら、近年母集団となっております5000万強の世帯のうち、農林漁家世帯は113万世帯、全体の2%強にとどまっております。その割合は減少する一方でございます。一方で、無職世帯に係る調査結果が近年非常に注目を浴びているところがございます。このため、図の左側にございますように、農林漁家世帯の区分を廃止し、勤労者世帯、無職世帯及びその他世帯の3区分による抽出に変更する計画でございます。ちなみに農林漁家世帯はそのままその他世帯に移行するというので、調査対象から全く除外するものではございません。併せて、先ほど5ページで世帯票の調査事項を説明いたしましたが、関連する部分についても変更する計画でございます。

4、集計事項でございますが、以上のような抽出区分の変更に伴いまして、2人以上の非農林漁家世帯に係る表章を廃止するなどの措置を講じるとともに、利用ニーズ等を勘案しまして所要の見直しを行うことにより、集計業務を効率的に実施し、結果の早期提供、正確な提供を増進して参る計画となっております。

以上が変更内容の主なポイントでございます。最後に7ページが想定される論点でございます。

以上説明しましたように、今回の変更は結果の利活用という面から見ても、近年にない大幅な変更となっております。その変更内容が委員会が示された改善の方向性に沿ったものとなっているのか、つまり本来の趣旨であった正確性の確保、報告者及び統計調査員等の負担軽減にどのような効果があるのかなどについて御審議いただきたいと考えております。併せまして、委員会で示されました今回の改善に関わらない他の改善の方向性に関しましても、その進捗状況を御確認の上、幅広く御審議いただくことにより、家計調査の更なる改善に向けた御意見を頂戴したいとも考えてございます。調査計画の変更の概要の説明は以上でございます。

続きまして、先ほど御紹介にありました10月11日に開催されました102回統計委員会で示された御意見でございます。出席者一覧等の次でございますので、お手元に御準備ください。

これはあくまで一番下の注書きに記載してございますように、正式な議事概要等は現在別途作成中でございます。ここに記載している内容については、本日の部会審議に資する

ため、便宜的に事務局で作成したものでございます。

まず第1点ですが、今回の家計調査の変更は非常に重要な変更であるということで、特に家計簿の様式変更により回答内容に影響があり得るという指摘でございます。それを受けまして部会ではどのような影響が出るのかについて分かりやすく審議してほしいという指摘でございます。また、負担軽減という観点だと思いますが、報告者・統計調査員が回答しやすい調査票になるように審議していただくとともに、変更がどのような実態を踏まえ、どのような考え方に基づくものなのかについても分かりやすく整理してほしいという指摘でございます。正に報告者視点に立って、報告者の目から見て審議を行っていただきたいという御趣旨だと思います。

2番目としまして、抽出区分の変更自体に異論はないが、先ほど申しました非農林漁家世帯等の変更による集計事項への影響、また今回充実しようとしています無職世帯の集計について、更なる充実を図る余地がないかについて確認してほしいという意見でございます。これに関連しまして、無職世帯の結果について抽出区分の前後で時系列比較はどのような影響を受けるのかという指摘もございました。

また、他の観点としまして、ポイント利用、会員割引等で購入した場合の家計簿への記入ということも含め、今回しっかりと整理・検討してもらいたいという指摘、それから大規模な変更につきまして、この変更の基になっている試験調査の実施期間や調査対象数はどのようなものになっているのか、つまりエビデンスに基づきしっかりとその辺りを確認してほしいという意見かと思えます。

最後になりますが、先ほど申しましたように、今回の変更事項ではございませんが、現在、総務大臣主宰の研究会が開かれております。その内容とも密接に関係するので、その研究会と連携を図り、部会審議にもその情報を提供してもらうようにしていただきたいというまとめがございました。私からの説明、報告は以上でございます。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。続きまして調査実施者であります総務省から諮問の内容について補足説明があればお願いいたします。

**○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長** 家計調査の実施を担当してございます総務省統計調査部消費統計課でございます。本日より部会の御審議を頂戴いたします。先生方におかれましてはどうぞよろしくお願いしたいと思います。

家計調査、大変多くの利用をいただいております。このため長年あまり調査の内容を変えてこなかったわけですが、昨年度の施行状況の審議を踏まえまして、私ども、高市総務大臣のリーダーシップの下、新しい家計調査、消費統計の中興を目指しまして精力的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。是非先生方からの御指導と後押しを頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

**○白波瀬部会長** ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは先ほど事務局の審査官からも説明がありましたけれども、今回の諮問は論点がかなり多岐にわたります。環境的にも、いい意味でも悪い意味でもいろいろな議論が展開されるのではないかと予想するわけですが、個別事項の審議に入ります前に、私から今回の議論を進めるに当たっての方針について、審査官の説明と若干重なる形になるかもしれませんが

ども、お話をさせていただきたいと思います。

時代とともに変化いたします家計消費の状況を正確かつ効率的に把握するためには、今まで継続されてきた家計調査について更なる見直しが必要であるということは、もう既に皆様御承知のことです。特に新たに利用可能となったデータの活用を模索することも重要ではあります。また、データを収集する際に、家計調査に当たりましては特に報告者負担をできるだけ小さくして、多様化する消費行動についていかに漏れのないように、マクロの状況として正確な状況が把握できるようにということがこの度の大きなポイントであることは言うまでもありません。その際には、世帯や年齢・地域に関する属性への配慮も必要だということになります。

このような背景事情を受けまして統計委員会が行った昨年度の統計法施行状況審議におきましては、家計調査及び家計消費全般について、諮問概要の3ページに示されておりますとおり、様々な視点からの方向性が指摘されているところでございます。そこで、ここに示された様々な事項は、家計調査のみならず家計消費全般に関する今後の改善方針をある程度網羅した、いわばベンチマークになるのではないかと考えております。そこで本部会におきましても、これら指摘事項について網羅的かつ積極的に確認をしていきたいと思っております。

ここで若干整理なのですが、法施行型の審議会ということでございますので、今回審議する直接的な対象は質問項目の変更に関する妥当性、あるいはそこにおける問題ということでの議論が中心になるのですが、この家計調査自体の改善は、言うまでもなく家計全体の正確な実態把握についての様々な同時進行の議論を、我々は家計調査についての議論をしているのだからということでシャットアウトすることなく、積極的に議論の中に入れつつ、本調査についての議論も進めて参りたい。ただそのときに区別というのが必要で、いろいろなコメント等が出た際に、それを直接的に本審議に入れるということにはあまり望ましいとは私自身は思っておりませんので、積極的な情報の確認、共有ということと、何を議論し、どこまで決めていくかということについては、できるだけ慎重にかつ効率的に進めていきたいと思っております。それが恐らく委員長からの、最初にありました要求でもあるかと私自身は解釈しております。

まず今回ですけれども、具体的な検討事項として、記入しやすい調査票の検討とオンライン回答の実現につきまして、家計調査の計画変更として具体的な案が申請されております。そこで第1回の本日は、まず調査票の変更について、できる範囲まで議論させていただきたいと思っております。そして次回の部会では、諮問の概要の3ページに示されているような様々な方向性について、現時点における調査実施者の対応状況や対応方針について聞かせていただきまして、それについての議論を中心に時間を使いたいと思っております。ですから、まず今日は具体的な項目の審議に入って助走をつけつつ、次回からより網羅的な議論を適宜入れ込んで全体の審議を進行させるというやり方で行いたいと思っておりますので、本日もしかしたら積み残しになった事案が、状況によりましては3回目に持ち越しになることもあるかもしれませんが、よろしく御了承いただきますようお願いいたします。

これまでにつきまして何か御質問等ありましたでしょうか。よろしいですか。ではよろ

しくお願いいたします。

以上、諮問の概要を含めまして全体的なお話をいたしました。詳細な議論につきましてはい個別事項の審議の中で行いたいと思っておりますけれども、総論的なところでは質問がないということですのでこのまま進めさせていただきたいと思っております。

それでは個別事項の審議に入ります。まず審査メモの1ページ、本調査の中核となります家計簿調査票の変更につきまして事務局から説明をお願いいたします。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは審査メモに沿ってお話をいたします。審査メモは資料2と付けておりますので、それを御覧ください。それに付随する形でA3横長の家計簿Aの新旧を付けておりますので、クリップを外していただいで審査メモと新旧対照表を横に並べて見ていただければ結構かと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず家計簿に関する変更のうち家計簿の様式変更についてでございます。資料2、審査メモの枠書きの中に変更事項を記載しておりますけれども、今申し上げた別添1ということで、A3横長の新旧を付けておりますので、そちらで簡潔にお話しします。先ほど審査官から諮問の概要でもお話をしておりますので、若干重複はお許しいただくとして、簡潔にお話しいたします。

新旧の1ページ、家計簿Aの新旧対照表と記載してある資料ですが、1枚目に記載してある家計簿から家計簿Aになる。これにつきましては、審査メモの2ページ、後の議題になりますけれども、調査票の新旧並行利用というところに関するものでございます。また同じページの左下、矢印が引かれていますけれども、世帯区分につきましては、若干後ろになります審査メモの6ページ、抽出区分の変更というのがあろうかと思っております。こちらに関するものでございます。ですので、まずは1枚めくっていただいで2ページからお話ししたいと思っております。

新旧としてはあと3枚付けておりますけれども、大きく3ブロックに分かれます。

まず1、口座自動振替による支払い欄ということで、先ほどの諮問概要でもお話しいたしました、大きく2つあります。1つ目は横長の赤い枠でたくさんくくっておりますけれども、記入していただく項目に関して今回見直しを大幅に行っているというところがあります。この調査票につきましては随分前から変更していないということもありますので、現在ではあまり使われない用語に関して改める。例えば携帯電話に関して携帯電話にするとか、昨今の状況を踏まえて新たな項目を追加するといったことで、今までの調査における経験等も踏まえて見直し、整理をされております。

それから、縦長で大きく枠をくくっておりますが、クレジット・掛買い・月賦というところで新たに欄を設ける。これは該当すればチェックをしていただいでということですが、今までなかった項目で追加したものでございます。

以上が口座自動振替による変更、大きな2点でございます。

続きまして1枚めくっていただきまして、口座への入金でございます。これにつきましては全くの新規、右側に変更前ということで追加と記載しておりますけれども、今回の変更に伴って全く新規で世帯主、配偶者、その他ということで世帯員それぞれについて1ペ

ージ設けるということで記入欄が追加されるものでございます。

1枚めくっていただきまして、最後、4枚目のローマ数字Ⅲです。この部分につきましては幾つかポイントがございます。審査メモの枠書きの中にも入れておりますけれども、クレジット、いわゆる現金以外の購入に関してタイトル、ローマ数字のⅣとなっておりますけれども、項目を改めるということ。それから、最近は電子マネーが頻繁に使われるようになっていきますので、その関係で変更案の真ん中の表に電子マネー等の項目を詳細に設けることで選択を容易にすることが準備されているところでございます。

右側、特に赤ではなくってございませぬけれども、右側の変更前の下側、ローマ数字のⅡ、クレジット等のところですが、以前は、もらい物、自家産といった項目があったのですが、今回はこれを削除することが予定されています。

そういった調査項目の整理・新設があるのですが、さらにもう1点大きな変更としては、変更前は上下2段で1ページとなっていたのですが、今回はそれぞれ1ページをとるということで、より詳細にというか、記入欄を充実させるということでの変更が予定されているところでございます。

以上が家計簿に関する変更ということで、ざっと見ていただいたところでございます。

これにつきましての審査状況ということで、審査メモのところを説明して参ります。審査メモ1ページの審査状況です。文章でいろいろ記載しておりますけれども、本調査では、というところから始まって4行目ぐらい、改正が行われていないため、というところ以降ですが、先ほども申し上げたとおり、この調査票に関しては相当以前から変更がなされていないということがあります。ですので、近年の決済手段の多様化とか記入負担も増加しております。誤記入の懸念があるといったことを踏まえて、今説明した新旧にありますような変更が予定されているわけですが、これらについては、という段落になりますけれども、当然ながら社会経済情勢の変化に対応する、記入負担軽減に対応する、そして正確な記入を確保するということからおおむね適当と考えているところでございますけれども、一見するとかなり大きな変更ということもございますので、それらの影響を確認しつつ、今後更なる改善がありやなしやということも含めて議論いただければと考えております。

審査メモの2ページに参ります。調査実施者に対しては論点として5つ投げかけをしているところでございます。審査メモ2ページの一番上、論点のところですね。aは今回の変更に関係して行われた試験調査の結果の概要についてどのようなものであったか。それからb、今回家計簿の様式を変えるということですが、今までの支障は何だったのか、今回の変更でそれらは解消されるのかどうかということになります。cですけれども、先ほどの新旧の2ページ、口座自動振替の部分、プレプリントをして項目を充実させるということですが、それで項目として十分かどうかを確認したいと思っております。dでございますが、今回の家計簿の変更に伴って集計内容に変更が生じるかどうかの確認。そして最後にe、これは今回の変更以外でございませぬが、今回示されたもの以外に調査票の改善に向けた検討はあるかどうかということで、論点としては5つ投げかけています。

冗長ですみません、以上審査メモの説明でした。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それでは調査者からそれぞれの論点について

御回答を願うわけですが、変更点も含めまして論点が多岐に渡っておりますので、まず家計簿の各変更事項に共通する論点であります a、試験調査の概要や結果について説明していただきます。その後、論点 b 及び論点 c については、審議を分かりやすくするため、審査メモの記載に沿って 1 から 3、それぞれの変更事項ごとに議論したいと思います。さらにその後、論点 d 及び論点 e について説明していただくという流れで進めさせていただきます。なお審査メモ 1 ページの枠内に記載の④、抽出区分の変更に伴う調査員記入欄の変更については、諮問の概要の 6 ページで説明された抽出区分の変更に伴うものですので、後日、その議論をする際に併せて確認させていただきたいと思っております。

それでは、論点 a の試験調査について調査実施者から回答をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 改めまして統計調査部消費統計課でございます。本日お配りしております資料のうち、資料 3 がクリップどめされているかと思っております。回答につきましてこの資料 3 を使わせていただきたいと思いますと思いますが、クリップを外していただきまして、まず今論点として挙げてございまして試験調査につきましては、資料 3 の本体と別に資料 3 の別紙 1 が付いているかと思っておりますので、御覧いただければと思います。

こちらは平成 28 年 2 月に実施いたしました家計調査の試験調査でございます。先ほど事務局から御説明いただきましたように、今回の家計調査の見直しに当たりまして調査票の変更を考えているわけですが、その新しい調査票を使った試験調査でございます。特に大きな変更となります、新規設定いたします口座入金欄の実施可能性、それから現在、標準 1 ページで収めております現金欄、クレジット欄を見開き 2 ページにすることに関しまして、記入の影響を見るのが主目的になってまいります。

調査世帯でございますが、1 枚目の (1)、イに記載してございまして、民間会社の登録モニター 200 世帯を対象に行ってございまして、新しい方式、ここでは家計簿 A と呼ばせていただいておりますが、150 世帯、家計簿 B、現行の家計簿様式を 50 世帯、比較可能なようにあまり偏りが無いように、ここに掲げてございまして 4 種類の世帯属性を同じ割合になるように配分いたしまして試験調査を行ってございまして、地域は全国展開はなかなか難しいところございまして、関東地方で行ってございまして、

家計簿 A、家計簿 B の違いにつきましては先ほど事務局で御説明いただいたとおりでございます。

次のページで試験調査の結果を早速説明したいと思います。まず口座入金欄でございますが、こちらは先ほど御説明がございましたように、世帯主の収入、配偶者の収入、世帯員の収入としましては公的年金の給付、これらを見ることをしてございまして、いずれも良好な結果を得られたと考えてございまして、

まず世帯主の定期収入でございますが、家計簿 A の方が記入世帯割合が 96.8%、家計簿 B が 77.5% で、新しい様式の方が高い結果となっております。こちらはプレコード化した結果、記入世帯の割合が現行の様式と同じ方式をとります家計簿 B に比べて上回ったと考えてございまして。ただし、今回の調査は先ほどのとおり民間のモニターを使ったものでございまして、実際の家計調査では調査員が参りまして調査世帯へ記入指導を行って

参ります。記入指導をしている結果としましては、世帯主の収入については家計簿Aと同じく、95%から97%程度の記入世帯割合がございますので、本調査から、家計簿Aの形に移っていくときの影響はそれほどないのかなと考えてございます。また今回の調査の経験からも、家計簿Aの方式は特段調査員の指導がなく、ここまでの回答の割合が実績として出てございますので、プレコード化というのは調査世帯における記入負担の軽減のほかにも、調査実務の面におきまして審査事務、調査事務の負担軽減にも寄与するのではないかと考えております。

続きまして世帯主の配偶者の収入状況でございますが、家計簿Aが73.1%、家計簿Bが72.7%という世帯割合の結果となっております。

公的年金の給付でございますが、家計簿Aが91%、家計簿Bが69%で、世帯主の定期収入と同様に家計簿Aの回答のほうが高い割合で出てきてございます。なお今回は、見ていただきますとおりの世帯数が少ない状況でございますので、このまま比較するのは難しいかと思いますが、傾向的には家計簿Aがいいような形が出てきているということでございました。

ページをめくっていただきまして現金欄、クレジット欄、先ほど申しましたように1日当たりの標準的な記入様式が1ページから見開き2ページになってくることへの記入の影響を見たわけでございますが、1日当たりの記入行数を見ますと、下のほうにグラフを記載してございますが、家計簿Aは記入行数が増えるにつれまして度数がなだらかに低減する傾向を示してございます。家計簿Bは15行目で1ページが終わるわけですが、15行目で度数が突出して、20行目を超える辺りまで家計簿Aの度数を下回るという状況が見られます。これは1ページ当たりの記入可能行数が現行は15行でございますので、16行以上に収支事項があったら、本来ですと次のページにいていただくことになるのですが、15行目で記入を止めている世帯があると考えられるのではないかと考えてございます。

これで影響がどれくらいあるかということもございまして、この世帯数では何とも言えないところがございますが、家計簿Bで記入行数が15行に達した世帯の、当該日にかかります平均消費支出金額を見たものが右のページにございます図2-3でございます。これを見ていただきますと、当日の買い物で恐らく一番印象が大きかった高額な品目から記入を開始することになるかと思っておりますので、1行目の金額が多く出てございますが、その後、15行目まで記入したところで、恐らくでございますが、金額が大きく跳ね上がってございますので、ここで複数の品目をまとめて15行目に書いていच्छやるといことがあのではないか。そういう意味でいきますと金額的にはそれほど大きな影響ではないかもしれませんが、こういった状況が見られるところでございます。

次のページに行きましてクレジット欄でございますが、これも同じく1ページから2ページに変わるということで、現在のクレジット欄は1ページ標準が10行となっておりますので、度数のグラフを見ていただきますと、先ほどの現金欄と同じように10行目で度数が突出することが見てとれるところでございます。新しい調査の様式の変更で、先ほど説明いたしましたとおり、いい傾向も見えますが、一方で記入のところには一定の影響も与えるということが感じとられる内容でございました。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。それではただ今の説明に対しまして御質問・御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

○重川専門委員 家計簿の収入の記入の仕方について、資料3の別紙1の3ページについて1点お伺いしたいのですが、世帯主の配偶者の収入の記入世帯割合についてはいずれも73%、収入がある該当世帯のうちの73%と考えてよろしいのですか。そうだとすると、例えば世帯主収入に関しては、家計簿Aになると97%で、家計簿Bの場合にも調査員の方が関わることで97%ぐらいまでいっていたのだけれども、配偶者の場合に、もし調査員の方が関わらなくなってしまうと捕捉ができなくなることが考えられるということになりますでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。今回の試験調査で行いました家計簿Bはかなり数が少ないのではっきりと言えない部分もあるかと思いますが、傾向的に出てございますのは、調査員の指導がないとその部分は落ちてくると思われま。現行の方式は、家計調査員が巡回しまして調査世帯に記入指導を行っている賜物という状況が見てとれるのではないかと考えております。

○重川専門委員 関連してですが、その場合、ここの記入欄に何か工夫して、見落としがあつて落としてしまうとか、そういうことをこの調査を行う場合に、なぜ書かれなかったのかということは併せて確認はされているのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 今回、その後の1つ1つについてインタビューとかは行ってございませので、そこの発生した理由まで突きとめることはできませんけれども、ある意味比較という意味で考えますと、家計簿Aは正に収入事項をあらかじめプレプリントしまして世帯に意識付けをしているということから、記入漏れ、うっかり忘れてしまう、書かないというものを防止する効果が出ているのではないかと考えてございます。

○白波瀬部会長 何かありますか。よろしいですか。これは確認なのですからけれども、今重川専門委員からありましたように、基本的に調査のやり方も、調査員のかかわり方自体もコントロールしていないというか、ただ調査票だけで見えたということですね。調査票の中味についての検証を行ったということによろしいですね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい、そのとおりでございます。

○白波瀬部会長 もう一点は、単身というのは特別には挙げていらっしやらないのですけれども、委員からもこれから高齢化とともに無職世帯が増えていくであろうということだったので、それについてはこの属性というところでは特に、年金受給者で代表させてしまったということによろしいですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。高齢のところに関して言いますと、最近では確かに高齢単身者が増えてきてございますが、今回の試験調査の中での記入方法の確認におきましては、今、部会長御指摘のように、単身ではなくて高齢者2人以上の世帯で確認させていただいたところでございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。よろしいですか。嶋崎委員。

○嶋崎委員 全体の修正案をようやく理解してきたところですが、口座自動振替等でクレジットが入ったことなどは非常に現実的で結構だと思います。近年家計の構造が複雑化して、世帯で口座が必ずしも1つではありません。複数の口座から、電気料金などブレコードされているもの等が振り替えられるのだと思います。実際に複数の口座、つまりこの部分は妻の方からの引き落としになって、この部分は夫の方からということによる実査上の支障、実際にそれらを1つにすることの支障はありますか。また、個計で、家計がないという認識の世帯も多いと思いますが、その辺りの現実的な課題等々はこれまであったのでしょうか。また今回の変更で、それが改善される等がありますでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 今、嶋崎委員御指摘の家計の個別化、もしくは個計化と言われるものにつきましては、私どもの生活体験からしましてもどんどん進んでいるのではないかという意識は持っているところでもございまして、この家計調査におきましてもそういった問題というか課題は引き続き存在しているものと思っております。こういった課題につきましては、私どももこれからしっかりと取り組んでいきたいと。正にその一里塚になってくるのが今回導入してまいりますオンラインの家計簿で、こういったものでうまく対応していくことだろうと思っておりますが、先ほど説明いたしました試験調査におきましてはそこまでの対応はございませんで、現行と同様、世帯で複数ある口座をひとまとめにさせていただく形での対応を前提としたものでございます。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 現場の状況をお知らせいたします。今、先生がおっしゃったように、実際に世帯から、2つの口座があって夫婦別々の家計簿をつけたいという御要望がありました場合には、2つの家計簿を配布して、集計の段階で1つにするという手間がかかりますけれども、そういった対応も実際のところとっているところでございます。そんなに多くはございませんけれども、そういった現場でのやりとりはしています。

○白波瀬部会長 それは調査員のマニュアルに記載してあるのですね。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 マニュアルというか、現場でやりとりするときに、事務連絡等で指示を出している状況になります。

○白波瀬部会長 分かりました。この辺りのことはもしかしたらまた戻ってくる議論ではないかと思っておりますけれども、現場で対応はなさっているということになります。あと何かございますでしょうか。

○河井委員 1つだけ質問させていただきます。資料3の別紙1の4ページ、5ページ、6ページですね。こういう資料を初めて見たのですけれども、項目の数によって入力のパターンが違うというか、興味深いというか、確かにこんなことありそうだなと思ったのですが、今例えば10行までしかないものに対して最後の行でまとめ書きをしてしまうということ想定されていますけれども、もしかしたらドロップアウトしていたのではないかと、それによって過小になっていたのではないかとこの可能性はあるのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 その可能性は否定はできないと思います。ただ、多くが15行を超えるかというところではございませんで、15行を超えた場合にまとめ書きをされる方、あとは論理的にあるのは、ドロップアウトと今、先生がおっしゃいま

したが、そういう可能性は否定できないと思います。

○河井委員 では、この行数を増やすことによって改善されると考えてよいでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。そのようにも思っています。

○河井委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 単純に15行まで書かれた人は全体の何%ぐらいですか。分からなければ次にお示しいただいても結構でございます。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。今少し手元に数字がございませんので。

○白波瀬部会長 分かりました。

○河井委員 曜日によって違うような。土日とかにまとめ買いをしたら、15行を超えてしまうような気がしますね。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 1つ補足いたしますと、15行は現金なので、収支のバランスをきちんと合わせないと次へ進めない仕組みになっています。クレジット欄の10行につきましてはそのまま進めてしまうのですが、上のほうの現金欄で、勤労世帯と無職世帯については収支のバランスが毎日必要になってまいりますので、そういった点からすると15行については、漏れについては若干上と下では違う形になっていると思います。

○白波瀬部会長 そこがもちろん、実施者の方は、かなりそういう意味では慎重に、調査結果が数の上で少ないので、あるいはモニターを対象なのでということはこちらも承知しております、でもやはり何か変更する場合にはこういう試験調査が必要であると。せっかくなさっていたので、もう少し詳しい結果、つまりその結果が一般的だというほど委員もみんな素人ではないと思いますので、例えば今みたいに15行まで書いた人、あるいは10行まで書いた人はどうなのかとか。あと、重川専門委員からも少しありましたけれども、欠損値とか、そこが一番こういう調査をすると出てくることのような気もするので、逆にこれをもって現在の変更を、挙げていらっしゃるから、あまり裏向きになるような作業を要求するのは私としても本心ではないのですけれども、少なくともその結果が変更案の背景にあったほうがより説得的になると思います。全ての報告書を作るときにそういうことを全然申し上げていないのですけれども、全部書いたかどうかとかポイントになること、無回答との間の大きな違いとかアンバランスとかあったら、その結果を少し簡単にお示しただけですと大変ありがたいと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 次回そのようにしたいと思います。先ほどのおり、調査員が介在してございませんので、本来ですと書いてもらっているところがドロップアウトしているとかいうものもございますので、先ほど先生がおっしゃったようにその点は御理解いただければと思います。

○白波瀬部会長 ではこれにつきましてはよろしいでしょうか。若干宿題が出ましたけれども、よろしく願いいたします。

それでは口座自動振替による支払いの項目におけるプレプリントの詳細化等に関して調

査実施者から回答をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは口座自動振替による支払い項目の関係で説明申し上げます。資料3の1ページを御覧いただきたいと思います。併せて、今回資料としまして先ほどの試験調査の概要の後に資料3の別紙2を付けてございますので、先生方、目がいろいろなところについて大変恐縮でございますが、こちらも見えていただきながらお聞きいただければと思っております。

まず口座自動振替による支払いの関係で申しますと、大きくクレジット払いの有無欄の追加、それからプレプリント項目の追加・細分化を行っております。まず最初にクレジット払いの有無欄の追加でございますが、先ほどもございましたように、最近の世帯の支出パターンも大分変わって、決済手段も変わってまいりまして、公共料金の支払いに関しましては従来の口座自動振替からクレジット会社を介しましたクレジット払いの普及が進んでございます。別紙2で現行の記入方法を記載してございますが、口座自動振替の支払い欄に所要事項を記入しまして、例えば電気代ですと電力使用量、支払い金額といったものを記入しまして、かつクレジット払いでもありますので、当該支払日のクレジット払い、掛買い、月賦による購入又は現物欄、いわゆるクレジット欄に支払内容、電気代を記入する、2段階記入を要しているところでございます。報告者の記入の負担に加えまして記入漏れを生じるおそれ、それを防ぐための審査事務が生じてまいりますので、新家計簿ではマークすることで済むような形で負担軽減と記入漏れの防止、併せて審査事務の軽減を図ろうとしているものでございます。

資料3、次のページで説明いたします。プレプリント項目の追加・細分化でございます。これは幾つか行ってございまして、別紙の2では2ページから6ページまでで各項目について説明してございます。自動振替によります支払欄につきましては、毎月の支払が見込まれるものは、負担軽減・誤記入防止の観点からプレプリントをしているところでございますが、他方でこれが非常に多くなってまいりましてその項目を探し出す手間もありますし、逆に項目見落としが生じる恐れもございまして、メリットとデメリットがあるかと考えてございます。この点につきましては、新家計簿のプレプリントの項目については家計調査の大きな試験調査と言えるかもしれませんが、平成26年に行いました全国消費実態調査を先行的に行っておりますので、その実績を踏まえながら、かつ1ページ以内に収めることを基本としまして項目の追加等を行っております。

個々の変更内容につきましては資料3の別紙の2ページを見ていただきますと、電気料金、最近では深夜電力等もございまして、これが明細書の形とは少し違っておりまして、自分で詳細に計算してもらった形になっていましたので、そこを明細書からそのまま転記しやすい方向にしているということでございます。

3ページの携帯電話料金につきましては、先ほど事務局からも説明がございましたが、移動電話という名前から携帯電話と変えさせていただきまして、併せて支払い方も、4ページに具体的な請求書の例を付けてございますが、こういったものから転記しやすい形をここに記載してございます。

5ページにいきましてケーブルテレビの受信料でございますが、最近ではインターネット

の接続料以外にも携帯電話の料金、固定電話の料金、さらには電気代も含まれる形にどんどん増えてきてございまして、現行そういう形に対応してございませぬので、今の新しい形に対応できる項目の見直しを行ったということでございまして。

6 ページでございまして、PTA会費、学校教材費でございまして。もともと1つの欄にしてございまして、そもそも記入の支払い時期も異なる、また性格が異なることもございまして、調査世帯が記入しやすいように項目を分けて記入していただく形に変更してございまして。

新たに追加しましたのが保育所・幼稚園の保育料でございまして。現在これがないのですが、当然お子様がいらっしゃいますので、こういったところの支払いが毎月発生しているということで新しく項目の追加を行ったところでございまして。

簡単でございまして口座自動振替による支払欄の説明は以上でございまして。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。では、ただ今の説明に関しまして御質問・御意見をよろしくお願ひいたします。

○河井委員 つまらないことかもしれないのですが、別添1の家計簿の2ページの口座自動振替による支払というところに、今回新たに加えられた保育所・幼稚園の保育料のほかにも幾つか、学校給食とかあるのですが、学校給食の後に括弧があって、何月分、その後に金額という形になっているのですが、この括弧の意味がよく分からないので教えていただきたいのですが。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 この括弧、ほかにも幾つか括弧があると思うのですが、これは世帯票の方から誰の分なのかを明示して書いてもらうものになっております。例えば学校給食ですと長男の学校給食なのか長女なのかという。家計調査の場合ですとこれだけでは符号格付ができない、いわゆる分類ができない部分についてはいろいろ補記していただく形をとっております。

○河井委員 子どもが複数いた場合はどうなるのですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 世帯票を見ていただくと分かるのですが、続柄で出ていたり、名前が出ていたりというケースが多々ございまして。そのどちらでも構わないことになっています。

○白波瀬部会長 どちらでも構わない、合算ですね。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 2人の場合は別々に書いてもらったりしています。合算する必要はございませぬ。小学校・中学校で分かれていれば合算する必要はないということになっています。

○白波瀬部会長 あと、多分学校によってインターバルが違うというか、公立か私立かによって何月とか違いますものね。ですからそれは別々に書くことができる。

○嶋崎委員 1つ、大変小さなことなのですが、今の案のところの13にケーブルテレビ等の受信料があります。内訳としてそこに何が含まれるかを丸をすとなっていますが、その隣の金額欄は何も書かないということによろしいでしょうか。この金額欄だけ多分該当しないと思いますが。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 ここは、答えていただいておりますケーブ

ルテレビ等の受信料が、その金額の中にどういう要素が含まれているかを書いていただくものでございまして、実はこれは本当は区分していただきたいところではありまして、区分をしていただいた上で、我々としてはさらにそれぞれを、例えばインターネット接続料であればその上の欄にインターネット接続料、固定電話料金といったものを書いていただくことを念頭に置いているところでございます。したがってこの部分には金額は書かないということでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、細かくて申し訳ないのですけれども、今日いただいた別紙2の5ページの、この変更案の記載は正確ではないということですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 すみません、これは記入指導をしなければいけない部分でございます。ただ、こういった答えは実際、分からないということでも出てまいりまして、こういう記入で集計をしていく、私どもで集計のときにインターネット接続料というものを区分けしまして推計していくものもございまして。本来ですとここは記入指導をしてインターネット接続料を書いていただくこととなりますけれども、たまにそこは区分けできないという方もいらっしゃるしまして、その場合は正にこのような記述になってまいります。

○嶋崎委員 私が今質問した意図はもっとシンプルなことで、別添1の2ページの表の中で、内訳の部分で記載すべきは金額欄に両括弧が入っています。それ以外は通常全部入るといふのに対して、13の金額欄だけ非常に曖昧な位置付けになっているということへの質問です。

○白波瀬部会長 多分書き方。

○嶋崎委員 ええ、少し細かな表記のところですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。ただ、正直申し上げまして調査の現場ではいろいろな情報を調査員が聞きながら書けるものは書いていきますので、例えばもう書かなくていいですよと潰すこともできるのですけれども、例えばこの部分をまとめて、幾ら分だということが分かれば調査員はやはり書いてまいりますので、そういう欄は、その他も原則書かなくていいところを潰すこともできるのですけれども、書けるものはできるだけ書いて集計に生かすような対応を従来からやってきてございます。

○嶋崎委員 そういうことですか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 部会長、すみません、1つ補足させてください。今見ていただいている別添1の2頁目ですけれども、13の内訳としてインターネット接続料等が記載してあるのですが、実際に使われる調査票につきましてはこの13の欄と内訳の欄の間には特に線はないのです。

○嶋崎委員 ないのですね。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 はい。ですので、赤枠でくくってしまったがために線があるかのように書かれているのですが、13の金額欄は1つだけです。その内訳としてインターネット接続料、固定電話、携帯電話という区分を明示してくださいという作りになっています。

○嶋崎委員 分かりました。失礼しました。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 そのとおりです。ですので、まとめて書かれてしまって、具体的に今7、8、9に割り振りができない場合は当然あると思います。手間もかかります。消費税まで入れると大変な手間がかかりますので、そういった場合につきましては、ここに記載してある4,590円、これをここで丸を付けられたものの符号に、私どもの集計段階で分割をするというシステムをとっています。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 あとすみません、1点だけ。今、申し上げた部分は、資料1の12ページを見ていただくと今の口座自動振替の調査票部分のページが出てまいりますので、その部分の13というところを御確認いただければと思います。失礼しました。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 重川専門委員、どうぞ。

○重川専門委員 今の口座振替の支払いの携帯電話料金のところですが、その11行目で、有料コンテンツ利用料以外の買い物代というものが含まれています。今後多分、今携帯にいろいろなものを載せることが増えてきているので、そうするとその中で何を買ったかということによって費目の分類が変わってくるとすると、ここはもう少し詳細に、今はそんなに大きくないのかもしれないのですが、今後しばらく使うとすると何かしら工夫が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 御指摘のとおりでございまして、別紙2の4ページに具体的な事例として載せてございます。4ページの上を見ていただきますと今先生が御指摘のように、有料コンテンツ料とそれ以外の買い物代等と記載してございまして、この部分が実はいろいろな種類が、本を買ったり買い物をしたりとございまして、目を下に移していただきますと、値段書きには二重書きにはなるのですが、調査世帯には具体的に何をお買いになったのか書いていただくということで、例えばこの640円の内訳は、この例で申しますとミネラルウォーターと本を購入されたと書いていただくということで、分類も違うものが格付されることになってまいります。

○白波瀬部会長 やはり話を聞くと、私もそれほど詳しくないのですが、現場の方の裁量というか、調査員の熟練度がかなり左右するなというところがありまして、すごく意地悪な言い方をすると、そういうやり方が将来的に維持可能なのかという問題がどうしても出てくるような気がするのですね。そうしたときに、いかにこのやり方というか、少なくともこれだけ見ているはやはり私も記入できないなとか、多分無効票になるのではないかという感じですが、そういうことがないような工夫が更に必要になってくると思うのですが、その辺りはいかがですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 正におっしゃるとおりであるかと思えます。正直申しまして、今、紙であるからいろいろな対応が、メモもできますし、またそれゆえに、今、先生が御指摘のとおり、調査員の熟練度があって初めて成り立つところですが、それがいつまでももつかというところもそうでもないと思って私どもも対応しないといけないと思っておりますので、今回導入してまいりますオンラインの家計簿を1つの中核的な基盤に育て上げていきまして、そういった熟練度がなくても、もっと言えば自動的に

家計簿ができ上がってくるような作りを、いろいろな企業とも御協力いただきながら作り上げていく取組を展開していく必要があるかと思っております。

**○白波瀬部会長** そこまで今回、最初から入るつもりもなかったのですが、その距離感がかなりありますので、今まで私も、オンラインと言われたときに、現行のやり方がこういう形で、調査員と一緒に初めて質の高いものができるということから、それをなしにといったときの移行をどういうふうにするというのは、この議論の中でも恐らく積極的に議論がされるのではないかと思いますので、その辺りも御準備いただけるととてもありがたいと思います。ゼロか100かではないのですが、より良くということだけでこれだけ、本当に見直しがなかったのに今回やられるということでの大きな改善だと思いますけれども、更にオンラインということになりますとかなりのジャンプになりますので、その辺りの見通しを適宜入れるのはよろしいかと思いますが。

いずれにしても今試験調査ということでやられておりますので、それも積極的に活用して、今の質問等について、例えば調査員が入らない場合はどのような感じかというのは、もちろん限られた回答というか、バイヤスされた回答であるということも重々承知なので、今あるデータの中でこういうことが言えるのではないかとというのは、試験調査を積極的に活用されて、適宜説明材料としてエビデンスを出していただけますと大変ありがたいと思います。ここまでよろしいですか。かなり細かい議論になるので、ここでずっと待つというのもあれですが。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** すみません。今おっしゃった次回以降への宿題ですが、事務局の理解といたしましては、今回の変更でもオンラインは入っているのですが、将来的なオンライン導入の道行きについて、現段階においてどの程度想定されているかというイメージでしょうか。

**○白波瀬部会長** そうですね。ただ今の宿題はぼやっとして、宿題をされる方としては大変厳しいと思うのです。ですからもう少し具体的にトピックを絞って、どういう準備をしてくださいということではあると思います。今出たところでは、申しあげましたように、これも若干ぼやっとして申し訳ないのですが、具体的に質問事項を検討すればするほど、調査員からのヘルプなり現場の方のお力が大きいのだなということを再認識してしまったという状況がありますので、例えば、こういうふうに変更確認できるような項目を作っておくとかという工夫をされているのですが、これまでのところで、例えば調査員で説明が求められた項目とかがデータとしてありますか。そういう経験値的、全国の調査で正確なというのはないのだけれども、もしそういうことがあればこれからその事項についてオンラインになったときに助けがなくなるので、こういう工夫が必要なのですよという、例えばの話です、それを今すぐやってもらうのではなくて。少し議論の中でどういう形で宿題を出していただくかというのは出したいのですが、少なくとも、事前に調査されましたよね。その御説明においては大きな何%、何%というのがあるのですが、その背景にどうも調査のやり方自体も、完全に現状のやり方を反映してやっているわけではなくて、調査項目だけを検討したということだったと思うのです。その場合にこういう結果が出ましたということなので、調査項目を変更する際にはある意

味で有効なやり方だとは思いますが。ただ今回のこの審査につきましては、この調査項目の変化が全体の消費実態をより正確に挙げるといふ大目的につながらないといけないということになりますので、そのために何かという説明がもう少し弱いかなど感じたのです。それもあって、例えば無回答の状況とか、あるいは項目が増えたので、ここで多分全部ためちゃって15行までの人はここで全部込み込みで書いているのだろうなという状況は確かにデータの上で分かったので、大きなことだと思うのですけれども、そここのところで金額だけ見ていたらいいのですけれども、その中で品目が全部込み込みになったら、結局調査データとしては分からないままの部分が増えてしまうということなので今これにしましたという説明なのですけれども、その説明が少しデータとして弱いというか、エビデンスとして、何名までが15行書き切っていて、その書き切った人は若い人かとか、どのような特徴があって、その書き切った人に対して込み込み度が大体どういう問題があるのかという説明があるととても説得的な説明になってくると思うのですね。そういう意味で、とりあえずはそここのところから。

**○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長** かしこまりました。そこは今部会長がおっしゃったお話を踏まえましてやっていきたいと思っております。

1点、私ども少しミスリードも、先ほどのとき、標本数が少ないので、この部分ではこんな結果が出ているからそう断言していいかといふとなかなか難しいといふのもあって、この辺は悩むところでございます。

それから今回オンラインの話がありますが、オンラインが入っても調査員指導、調査員調査は行ってまいりますので、その点はどちらかといふと、もちろん調査員の方がITが苦手だといふところのサポートをどうするかといふ実務上の問題もございしますが、基本は調査員の指導が入っていくと思っております。

**○白波瀬部会長** それについて、まず1点目については、都合のいい結果だけを出す必要は全くありません。それについてはこういう結果が出たけれども、それをどう読み込もうかといふのは、ここでもみんなと一緒に積極的に議論していくということで全く問題ないと思っております。

2点目につきましては、オンラインがどうかといふのは後の議論になってきますし、そこでゼロか100かといふことも想定していませんので、積極的にご説明される場合にこういう状況を想定しているという御説明をいただければよろしいかと思っております。何かありますか。

**○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** 後ほど部会長、それから調査実施者とも調整させていただいてその辺り、なるべく基礎的に御検討いただける基礎資料を出したいと思っております。その際には、今御説明の2ページにもありますように平成26年度の全国消費実態調査を踏まえて設計されたということも記載してありますし、全国消費実態調査の場合、調査員数から見てもこの家計調査の調査員以外の方も多数動員される中で行われている調査であり、かつ、あれはオンラインも確か一部入れたのでしたよね。ですからそういう意味では、今回の変更に当たってその部分の実績も含めてなるべく整理して出させていただく形でエビデンスを示して御議論いただきたいと思います。それでよろしいで

しょうか。

○白波瀬部会長 はい、そうですね。あまり風呂敷を広げてもというのでもありますけれども、実際にデータが周地的にもありますので、積極的に活用して御説明いただけますと大変ありがたいです。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。もしまた質問等があったらいただくということで、とりあえず今の御説明をいただきまして、次の論点に移らせていただいでよろしいでしょうか。

それでは次の論点ですね。口座への入金項目の新設に関して調査実施者から御回答をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 かしこまりました。口座への入金欄は今回初めて新設するものでございます。先ほど試験調査のところでも説明差し上げたところでございます。給与所得者の給与、賞与、それから年金受給者の年金の支給につきましては、毎月・隔月などで定期的に発生するものでございまして、近年では皆様方もそうだと思いますが、現金でもらうことはほとんどなくなって、口座振り込みでもらうのが一般でございます。実は現行の家計簿がそうしたことに対応する専用の欄をこれまで設けてきていないということでございまして、支給日に内訳となります手当、それから納めます保険料や控除項目を含めて、その都度記入していただいているところでございます。また、お金の流れは一旦口座の中に入ってそこから支出をしていくという動きになるわけですが、現行の家計簿の様式を念頭にした場合でございますと、先ほど事務局からもございましたように、一旦現金で受け取ったと見なして更に口座に入金したという、実際の金銭の動きとは異なる方法を便宜上採用しているというか、採用せざるを得ない状況でございまして、このため、今回の見直しに当たりましては新しい入金欄を新設いたしまして、支給の内訳、控除項目、納付項目をあらかじめプレプリントすることで報告者の負担軽減と金銭の動きの実態を合わせる措置を講じたものでございます。記入的な例につきましては先ほどの別紙2にも付けてございますので、見ていただきながら御意見を頂戴できればと思っております。以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。では今の説明に関しまして御意見・御質問をよろしく願いいたします。

○河井委員 1点だけ。こうすることで記入者負担が随分下がるのではないかとすることは十分期待できますし、いい試みだと私は思うのですけれども、これによってどれぐらい回答率が良くなるかとか、さっきのプレテストみたいなことは資料としてあるのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 今持ち合わせてございますのが先ほどの試験調査の結果で、特に世帯主の収入のところは70%台から95%へ引き上がってきているというところでもございますので、現行では、先ほどから話がございまして調査員の記入指導で何とかキープしているようなところが、そこまでの記入指導をしなくても記入内容が埋まってくる状況が出てくるのではないかと期待するところがございます。

○河井委員 細目についても同様でしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。

○河井委員 大ざっぱに書かれています。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そのように思っています。この点は、先ほども部会長から指摘がございましたが、どのような資料を用意すればいいか考えて次回お持ちしたいと思います。

○白波瀬部会長 私もこの97%、78%という数字は分かるのですが、その中で全然書かなかったのか一部だけ書いているのか、この辺りが見えにくいので、例としてどうかというのを出していただいてもよろしいかと思しますので、あると大変ありがたいと思います。いかがでしょうか。これについてはね。こちらの方がいいかなと思いますので。御承認されたというふうに、どうぞ、永瀬委員。

○永瀬委員 世帯主の回答は大変上がったということですが、世帯主の配偶者はあまり変わらなかった理由について何か考えられることはございますか。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 大変難しい内容なのですが、私も毎月、家計調査の家計簿を見ていきますと、家計簿の記帳者は奥様だろうと思うのですが、御自身の収入を書き漏らす傾向は従来からございます。今回こうやって新しいものにしてもその傾向にはあまり変わりはないということですので、そういった面では調査員に頑張ってもらって、ここに書いてください、この欄を新たに設けましたというサジェスションがどうしても必要になるのかなと思います。

○永瀬委員 あるいは奥様の場合は毎月労働時間が変動するために、こういう「本給」みたいな文言ですと、記入しにくいということはあたりはしませんでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 私どもが捉えている世帯票の時点は大体調査開始の段階でございます。ですので、その段階で奥様が自分自身が働いているかどうか回答するのですが、アクチュアルではなくてユージュアル的な回答になっているということは先生がおっしゃるとおりでございますので、毎月その内容が変わるということで、本給がない、場合によってはその月お給料がないという場合もなくはないということで、あまりそこを突き詰めて調査員も回答を求めることはしていないのかもしれませんが。

○永瀬委員 パートの方の収入の場合は、「本給」という名称で呼ばれるのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 通常ですとそうだと思いますが、それに手当がどれだけ付くのかということではないでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 通常パートですと1時間当たりの単価があって、それから前月なりに働いた時間数があって、それ以外に割り増しの付くような手当があったり通勤手当があったりということで、本給というのがパートの主婦の場合にはイコールあれですよという形に、理解していただければと思うのですが、それでも。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 別にこれが本給とあって、月給をもらっている方が固定の部分を書くということではなくて、基本、もらった額を書きますので、先ほどの例で言えば時間給掛ける時間数、日給であれば日給単価に勤務日数を掛けて支払われて、それに通勤手当が出ればとか、手当が出たものをプラスアルファ書いていくという書き方でございます。

○永瀬委員 世帯主の場合は回答率がかなり上がったということは、今回の改正で記入のしやすさがかなり改善されたのだと思われます。ところが配偶者の場合は上がらないというところを見ると、想像なのですけれども、自分のもっている毎月の給与振り込みの項目と今回列挙されている項目名称とがかなり異なるために理解し切れないのかとも思います。私もそれほど多くの給与票を見ているわけではないですが、世帯主の給与票というのは家庭科の教科書にもよく出てくるもので、ここに書かれている本給、残業代、扶養手当、差し引かれるものとして税金、社会保険料等々の項目が示されていますが、パートの場合、給与票に出てくる項目の名称が違うのかなと思いました。特にこうした名称ならベターだというアイデアが今すぐあるわけではございませんが、何か工夫ができればと思いました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。なかなか配偶者の回答というのは、自分以外のことになるとどうしても低くなりまして、それは頭の痛いところです。あまり変わらないというのは、逆に言えば答えた人の中で変わらないということなので、答えた人の中では配偶者に関する情報については記入の傾向はあまり変わらないだろうということなので、すけれども、世帯主が男性である場合がほとんどですので、その逆は少ないので配偶者が女性になってくるのですけれども、今の記入方法、やっぱり試験調査をやられているので、その回答状況を検討していただいて、もし何かそういう状況が、パートの奥様の場合にどういうものがあつたかという説明をしていただくのは大変有効なことではないかと思えます。ありがとうございます。よろしくお願ひします。よろしいでしょうかあとは。

では次に進みたいと思います。現金収入又は現金支出、それとクレジットカード、掛け買い、月賦による購入又は現物の欄に関する各種変更について、調査実施者から回答をお願ひいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは説明いたします。資料3の2ページ中ほど下からになります。別紙2は9ページからです。

まず2ページ中ほどに記載してございますとおり、大きな考え方の変更というか、扱い方の変更をしてございます。現行の家計簿では日々の支出に関しまして現金による購入とクレジットカード等による、ここでは掛け買い・現物と言つてございますが2種類に大別して調査票を構成してございます。いわゆる掛け買い・現物以外の支払いは口座自動振替を除きまして、名前は現金収入又は現金支出と記載してございますが、この欄に記入する方法で便宜対応してございます。ですので、電子マネー等もこちらの現金収入、現金支出で対応しているという書き方をしてございます。近年、電子マネー、現金以外の決済方法が多様化して普及が進んでいることから、新家計簿では報告者の負担軽減を図る観点から現金による購入と現金以外の購入、現行は強いて言えば掛け買いとそれ以外みたいな形に実質なつているのを、現金による購入と現金以外の購入に大別しまして調査票を構成しているということとございます。従前からの現金収入、現金支出欄に現金による購入、もう一方の欄にはそれ以外の、正に電子マネー、これまでは現金のほうに書いていたところをもう一方に書き込むという形をとらせていただきまして、これに伴いまして項目の名称の変更を行ったところでございます。

また2ページが一番下の欄に記載してございますが、欄の中に品名及び購入方法と現行書いているものを、品名、用途及び購入方法というふうに、用途というのが付け加わってございますが、実は現行も用途は書いていただいておりますので、現状に合わせた変更をしてございます。

資料3の3ページを見ていただければと思います。別紙2では10ページになりますが、電子マネー、商品券、デビットカード、口座間振込等の欄の追加でございます。現行では先ほどのとおり、現金収入、現金支出欄に現金以外のものも書き込んでいただきまして、括弧書きで決済手段を書いていただいております。近年の決済方法の多様化によりまして、こういったあらかじめ想定されるものについてはプレコード化したというのが今回の追加でございます。

それからもらい物、自家産の欄の削除、先ほど事務局の御説明の中でも触れていただきましたが、3ページ中ほどに説明をしてございます。別紙2は11ページです。これまでですと、クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物の欄に、もらい物と自家産を調査世帯が見積もって記入してもらっていました。これはあくまでももらい物、正によその世帯から頂戴したものの、それから例えば自分の畑、菜園等で採れたもの、これを御自身で幾らだと見積もっていただいておりますけれども、これ自体が非常に難しいと言われてございます。また、特に心理的なものですが、よそ様から頂戴したものが幾らなのかということを書いていただいておりますので、今だとインターネットで検索して幾らのもをもらったか調べてもらっているところです。世帯の方々はこれに対して、日本人だからということが特にあると思いますが、非常に抵抗感と、もっと言いますと嫌悪感すらあって、調査の現場でも場合によっては円滑な調査の阻害要因ともなってくる要素でもございます。

現行で現物の状況はどうかと申しますと、別紙2の11ページにその状況の推移を載せてございますが、二十数年前の平成5年でピークがありまして、それ以降は減少をたどってございます。2015年、平成27年では約4割まで減少してございますし、集計では実際どうい影響を与えるかと申しますと、現物収支のところはいわゆるサテライト勘定にしてございまして、いわゆる公表数字として皆様方によく見ていただいております実収入・消費支出とは別となっております。こうした状況から、今回の改定におきまして、特に報告者負担の軽減、調査の円滑、それから継続的な実施の観点から現物収支の項目を削除する判断をしているところでございます。

続きまして、別紙2の12ページになりますが、今回の1つの大きな特徴でございまして、ページを1ページから見開き2ページを標準とする形としていただいております。これは近年、決済方法も多様化し、いろいろな方法で1つのものを複数の手法でお支払いをされることになってまいりまして、毎日の収支をきめ細かく記録する上で複数のページにわたって記入する必要が出てきてございます。現場でも、先ほど試験調査では15行目でまとめ書きみたいな話を説明いたしましたが、標準ルールと申しますか、決まったルールは次のページにいくということでもございまして、そういう関係からも世帯のほうから、記入が可能な行数を増やしてほしい、調査員からもそのようなお話を現場からも寄せられて

いるところがございます。こうしたため、これまでの1日の標準的な欄の構成を1ページとしましたものを見開き2ページとする変更を行うことにさせていただいたものでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○**白波瀬部会長** ありがとうございます。今までの御説明について御質問・御意見はありませんでしょうか。よろしくお願いたします。

○**河井委員** これもすごくいい試みといいますか、見開きになって、しかも現金で買ったものとそれ以外という形で、記入者は書きやすいと思うのですね。しかも記入欄も30行になって、とてもいい試みだと私は思いました。

そこで、今の決済の方法に絡んで質問なのですけれども、自分で買い物とかをしていてポイントの質問をされる方も、別途出てくるのかもしれないのですけれども、ポイントで何万円とかたまって、それで購入したりすることがあるのですけれども、ポイントは収入として扱うのか。かつ購入するときにもポイントのディスカウントがあって、そのポイントを使うときは金額はそのポイント分を引いた形で扱うとか、ポイントに関する扱いはどうなっているのか知りたいのですけれども。

○**阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長** ポイントも新しい決済手段として入ってきてございます。見ていただきますと今回ポイントが入ってございませませんが、実は右側というか、クレジットや他の電子マネーでもポイントが併せて使われてくる。現金でも使われてくる。両方で現金でも現金以外でも使われてくるのがポイントでございます。ポイントにつきましては一旦収入として取り扱いをさせていただきます。例えばテレビを6万8000円を買った。8000円分はポイントを使ったというときには、実際現金を払っているのは6万円で、8000円が値引きというか、ポイントで買ったということでございますが、6万8000円を記帳していただきましてポイントとして現金収入8000円があったという記入をさせていただいております。

○**白波瀬部会長** ポイントは現金収入ととられるのですね。

○**阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長** そうですね。

○**河井委員** では記入の仕方が、例えばポイントという形で、ポンタとかいう具体名を。

○**阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長** 具体名はそれぞれ、スイカとか何とか書かれて、今回ポイントでございますのでそういったポイントを書く場合と、とにかくポイントとか、書いていただいて、そこにお支払いになった部分のポイントがどれくらいあったのかを現金収入として記入していただくことになります。

○**河井委員** では、今度表章という形をとるときには、ポイントという項目が新しく出てくるかもしれないということですか。

○**佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官** 今現在も収入の中の特別収入という項目に出てまいります。サラリーマン世帯と無職世帯は収入をきちんと合わせて収支バランスをとりますので、ポイントの部分につきましてはそういった取り扱いをすることになっています。支出については全額を支出の扱いにしませんと、またそれも集計上、いろいろなチェックの関係でも不都合が起きますので、全額を計上する形をとります。

○白波瀬部会長 その辺りのやり方は周知されているのですね。

○嶋崎委員 今の点とも似ているのですが、スイカについて2点質問があります。ひとつは、チャージをした場合、現金はどのように扱うことになるのかということです。もうひとつは、交通費などで定期区間から先の乗越し精算についてです。実際に自分が幾ら払ったのか、ほとんど認識せずにいつの間にか残金が減ってしまっているのですけれども、その辺りはどのように報告者はカウントすることができるのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 まずスイカで支払ったとき、プリペイドで払ったときにはその部分を現金支出として書きますが、実際はスイカに入っているものをお金として使うわけなので、現金が電子マネーという形で決済手段が変わって移行するわけですので、電子マネーを使ったときには、スイカで幾ら買ったのか逐次それをまた書いていただきます。集計のところでは先ほどの現金でチャージしている部分と相殺処理をしているということですのでございます。

○嶋崎委員 月をまたがってもいいということなのですね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうでございます。

○嶋崎委員 分かりました。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 今回の質問はチャージするときに支出として計上するのですかという御質問だったと思うのですが、それは計上するのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 記帳としては計上します。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 なるほど。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 もう少し詳しく申し上げますと、現金を扱うお財布のやりとりという1つのものがあります。もう一つはそれ以外の、スイカなど電子マネーのやりとりをするお財布があります。それぞれ別のお財布と御理解いただくのが一番いいと思います。ですからスイカでの支出というのが存在するということです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 2点目の乗り越し精算なんかした場合の料金については、スイカですと駅にあるチャージできる機械に印字というのがあって、それを押せば一定期間内に使ったものは印字されて出てくるので、乗り越したというのは分からなくはないのですが、それまで求めているのかというのは。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それを出せということはしませんが、インターネットで見ていただくとか、もちろん御記憶、もしくは通常のとときにメモをしていただくとか、我々の生活ではなかなかしない部分もあったりもしますけれども、調査世帯に御協力いただくときには世帯の皆様方にはそういう御配慮をいただいているところがございます。

○嶋崎委員 相当な負担になりますね。

○白波瀬部会長 ですから逆に、最初から言ったらまずいかもしれませんが、その部分はどうしても過小評価されるとすると、電子マネーだったら別のデータのとり方が可能になってくるので、これとこれをリンクさせようという議論にするつもりは全くなくて、そこは少し危険だと思っているのですけれども。

○嶋崎委員 でもチャージのところだけで払われるわけですから。

○白波瀬部会長 マクロ的にはそことリンクさせてもというか、十分できる話かなというか、ここでの正確さをどんどん突き詰めることの無理があって、それは家計調査がだめということではなくて、このやり方のデータの収集の仕方はすごく意味があると思うのですね。歴史も長いですしそれなりの蓄積があるけれども、でももしかしたらこの家計調査のある意味の課題というか、限界はもう認識する形でもよいかもしれないというか、そこは何か感じます。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それは本当に認識するところでございます。今持てる材料でやっていく場合はこれでやらせていただいているのですが、このままではこれは、先ほど世帯にとっての御負担が大きいというお話がございましたが、そのとおりだと私どもも認識するところでございます。今回の見直しを契機に、環境なども、これまで家計調査を長年見直しを行ってきてございませんが、この部分を変えていく必要性があるかと思っております。スイカなども私どもとすれば、できれば使ったときには自動的に家計簿に記帳されるような仕組みなども目指していきたいと考えてございます。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。あと、この現物総額なのですけれども、私もこの中に入れるのに違和感があるのですけれども、11ページの別紙2のグラフから見ると、意外と90年代も額的にはあったのですね。いただき物が云々というのは第1次産業がまだ中心でみたいな想定があって、そこから逆に言えば、厳しい言い方だけでもその環境から全然見直しがなかったからこのまま残っていますという感じのような気もするのですけれども、意外とあるのですね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。いわゆる大根や白菜がどうだというのはあまりないかもしれませんが、もしくは実家から息子さんというものはあるかもしれませんが、大きくあるのは日本の慣習としましてお歳暮とかお中元といったところは、減ってはきてございますがまだ残っているところがございます。特にこういうバブルのころは大きくそういうものが、交際費の1つとしても使われてきた部分ではなからうかと思えます。

○白波瀬部会長 でも例えばそれを買った企業からすると、物を買っているから収支というのは分かるのですけれども、それをあげて、もらったということでまたこっちに入ってくるとある意味でダブルカウントみたいな感じがしないでもないのですけれども。もう一つ言いたいのは、時系列的に削除した場合には、要するに少なくなっているからあまり違いはないよということでは、削除しても時系列的にそんなに大きな影響はないのではないかとというのがここでの御説明ですね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。時系列的にはサテライトで別にしていきますので本系列に影響はないということでございます。

○白波瀬部会長 分かりました。いかがでしょうか。

○永瀬委員 マイレージを利用した場合などはどういうところに書くことになるのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 マイレージはポイントと同じになってまいります。マイレージを使用したということで現金収入としてのカウントをしております。

○永瀬委員 幾らに評価するかというのは。

○白波瀬部会長 引いて換算ということになるのではないのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 マイレージ自体がたまったときは押さえていないのですね。マイレージ自体が入ってきます。例えば航空券を買いました。そのときにマイレージ、これはポイントですね。ポイントが付きます。これ自体は押さえていません。これ自体はまだ使われるか使われないか分からないものでございます。使われたときに現金的な意味を持ちますので、そのときに現金収入という扱いをさせていただいております。

○永瀬委員 航空券はいろいろな値段があるので、幾らで評価するかというのはどういう形の指導をするのでしょうか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 例えば1万5000マイルで東京と札幌の航空券をあげますというときに一体幾らの航空券であると評価するかという御質問だと思うのですが、かなり難しい話ですよ。一種のもらい物で。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 普通でいくとその定価というかその値段を書いていただくことだと思います。

○永瀬委員 海外で定価ですとすごく高くなりますので。時価で。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 実際にそのとき買おうと思っていた航空券と評価が一致するような形が一番望ましいと思いますけれども、なかなかそこも、今部会長がおっしゃったように突き詰めていくと大変な作業をしなければいけない、見ていかないといけないということになります。ポイントを使う方は、幾らぐらいなのだとすることを踏まえて使われていると思いますので、書けるのではないかと思います。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。ポイントとかいろいろやり方があって私も混乱するのですけれども、この辺りは消費行動が現在進行形で変わっているということですので、繰り返しになりますけれどもこの家計調査ではどこまで把握可能で、それを越えたところで現在の人々の消費活動がどのように正確に測るかというのは、今みたいにかなり重なり合いながらも区別して議論を進めさせていただきたいと思います。

今までのところ、御説明の現金収入又は現金支出及びクレジットカード等の現物等についての変更についてはこれでよろしいということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

ではもう1つ進んで、。少し時間が過ぎるかもしれないですけれども、論点d及び論点eについて調査実施者から回答をよろしくお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 まず論点d、今回の家計簿変更に伴って集計内容に変更が生じるのかということでございます。先ほど説明いたしました中にございましたが、もらい物・自家産欄の削除がございまして。用途分類結果票の平仄に今サテライト的な勘定として出しておりますが、その部分の現物の総額及びその内訳を削除する予定でございます。

論点eといたしまして、今回予定されている変更以外に今後調査票の改善に向けた検討は行われているかというところでございますが、今年3月に統計委員会で頂戴いたしまし

た数量・重量の記入の見直しにつきましては、報告者の負担軽減という観点から検討を続けて参りたいと考えてございます。また、先ほど説明しましたプレプリント項目、時代とともに変わってまいりますので、今後もそういった状況変化、さらには世帯の記入実績も踏まえまして見直しを行っていきたくて考えているところでございます。以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。今の御説明につきまして御質問・御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。少し厳しいかもしれないけれども、数量・重量の記入の見直しについて負担軽減と、ある意味では本調査の要になることのような気がするんですね。検討を続けて参りますというのは、申し訳ないけれどももう少し具体的にどうということをお考えなのかという、現段階でのお考えでもよろしいので、お示しいただけますとありがたいのですが、その辺りはどうでしょう。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。実は先生方に今御議論いただけるような方法論なり、解決策が私ども出せている状況ではございませんで、そこはもうしばらくお待ちいただきたい。なかなか答えが出せずに苦勞しているといいましょうか、負担軽減という観点から言えばすんなりなくしてしまうのが一番でございますが、それでいきますと今まで家計調査の中でとれてきているものができてきませんので、どのような形をとることが、これも昔は全世帯にお願いしてきたものを今6か月に1回の、最初の開始月で6分の1の負担に軽減してきたところでもございます。これ以上の軽減を図るといっても、本当に大事なことでありつつ、数字を利用する方々にとってのユーザー視点で考えるとどのようなところまでいけるのか、このバランスが難しいところでもございまして、ICTでどこまで解決できるのか、そういうところを模索しながら検討を進めていきたいと思っております。お答えになってございませんで大変恐縮でございます。

○白波瀬部会長 分かりました。状況を了解いたしました。いかがでしょうか。よろしいですか。ではもう予定した時間に近くなりましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。冒頭の審議方針でも説明しましたがけれども、次回の部会では統計法施行状況報告で示された様々な方向性に関する総務省統計局の対応状況及び対応方針について審議を中心に行いたいと思います。したがって、本日の審議の過程で調査実施者の宿題となった事項については、その審議の後、第3回目の部会になるかもしれませんが、そちらで回答していただけるよう準備をお願いします。

最後に皆様にご覧いただけますけれども、本日の審議内容につきまして、追加で御質問やお気づきの点がございましたら、時間が短くて恐縮ですが、10月20日木曜日までに事務局まで電子メール等により御連絡いただければ幸いです。なお、本日の審議内容については11月18日に開催予定の統計委員会に私から報告させていただきます。

それでは次回の部会について事務局から連絡をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 次回の部会ですけれども、11月7日月曜日10時から、本日と同じこちらの会議室で開催する予定としております。また先ほど部会長からお話がありましたが、本日の内容につきまして追加の御質問

等がございましたら10月20日木曜日までに、メールにて事務局まで御連絡をいただきますようお願いいたします。また本日の配布資料ですけれども、次回以降の部会でも審議資料として使用しますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

最後に、本日の部会の結果概要ですけれども、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。以上をもちまして本日の部会は終了といたします。12月まで部会審議が続きますけれども、どうぞ皆様御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。